

## 《津崎裁判》第1回口頭弁論

### 原告の渡邊幹夫さんが「意見陳述」を行う!

被告の津崎さんは、私たち原告らが「組織破壊行為を行った」と嘘の報告書「津崎文章」を作成し、JR総連に報告した。これが本件の出発点であり、原告らが「組織破壊者」との汚名を着せられ、JR東海労がJR総連を除名になる発端となった。

JR総連は「すでに津崎さんは嘘の報告書を撤回し、関係者に謝罪している」と言っている。しかし、私にも小林にも謝罪などしていない。私たちは、裁判沙汰になる前に、お互いによく話し合えば解決できると思っていたが、残念ながら提訴することになった。

信頼関係は組合運動の基本である。役員はそのことを肝に銘じて「嘘をつかない」「誠実に活動する」必要がある。嘘の報告を平然とした被告の津崎さんには、襟を正して反省し、謝罪することを求める。

10月25日、大阪地方裁判所809号法廷において、「津崎裁判」第1回口頭弁論が開廷されました。原告の一人である渡邊幹夫さんが「意見陳述」を行いました。渡邊さんは、冒頭に「本件の原告も被告も労働組合の役員です。労働組合は組合員が主人公であり、組合員と組合員、役員と組合員、役員と役員の信頼関係が運動の基本です。役員はそのことを肝に銘じて活動しなければなりません」と述べて、最後に「役員は『嘘をつかない』『誠実に活動する』必要があります。嘘の報告を平然とした被告の津崎さんには、襟を正して反省し、謝罪することを求めます。また、この法廷を傍聴している組合員の皆さんにも、労働組合とは何か、役員はどうあるべきか、本件を機会によく考えていただきたいと思います」と述べました。

### JR総連は、裁判における事実を伝えるべきだ!

被告の津崎さんと割り当てられた約20名のJR総連山口委員長をはじめとする被告側傍聴者は、渡邊さんの「意見陳述」を聞いています。是非とも、津崎さんや山口委員長ら傍聴者に、「意見陳述」を聞いた感想・意見を明らかにしてもらいたいものです。

JR総連は、10月28日付けで情報（JR総連通信No. 1783）を発行しています。ところが、情報には「東海労裁判勝利を勝ち取る集会」のことだけで、第1回口頭弁論についての記載は何もありません。記載されているのは、各単組代表者（単組名、発言者氏名なし）からの連帯の発言だけです。それも毎度の如く「JR東海労はJR総連の団結を破壊する攻撃を行っている」「制裁根拠に対し、反省することなく、真摯に向き合っていない東海労本部の指導性は無責任」などと同じ内容のものです。

JR総連は、「津崎裁判」において何が行われているのか事実を伝えるべきです。